

リスク管理体制について

■ 基本的考え方

金融の自由化、国際化の進展、金融技術の発展等により、金融機関を取巻くリスクは、一段と複雑化、多様化しており、経営においてリスク管理の重要性が高まっております。

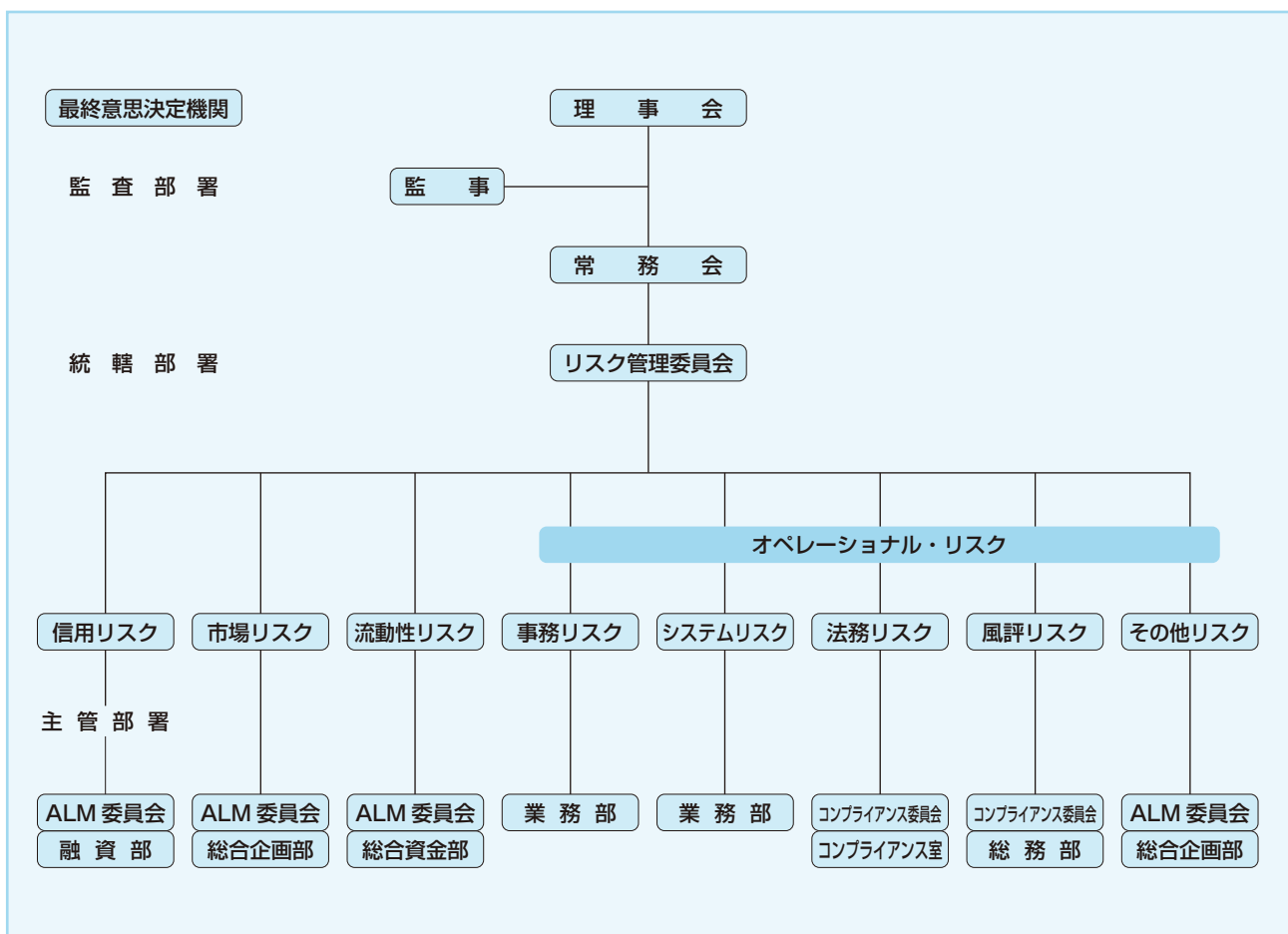
当金庫は、これらの多様なリスクを的確に把握し、経営体力と比べてリスクが過大にならないよう統合的に管理していくことが重要と考えております。

■ 統合的リスク管理態勢について

当金庫では、統合的リスク管理規程を定め、各リスクに対する管理要領のもと、業務上管理すべきリスクを8つの分野（信用リスク・市場リスク・流動性リスク・事務リスク・システムリスク・法務リスク・風評リスク・その他リスク）に区分し、各リスク主管部署が適切に管理する態勢としております。また、これらのリスクをリスク管理統括部署が総合的に管理・コントロールを行うことで一層の経営の健全性の確保と安定的な収益確保に努めております。

今後も、統合的リスク管理態勢を通じて経営の健全性確保に努めるとともに、お客さまに対して当金庫の経営内容をわかりやすく開示、ご説明してまいります。

■ リスク管理体制について



■信用リスク

信用リスクとは、金融機関が持つ最も基本的なリスクで、主に融資先の財務状況の悪化等により、貸出金や利息が回収できなくなり損失を被るリスクです。

当金庫では、クレジットポリシー（与信判断の指針及び基本原則）の他、信用リスクに関する管理規程を定め、信用リスクを管理しております。与信案件の審査については相互牽制機能が働くよう、審査部門・営業推進部門を分離させ、厳正な審査・管理態勢の維持に努めるとともに、厳格な資産査定を行い、適切な償却・引当を実施することにより、貸出資産の健全性を図っております。また、本部内に「企業再生支援グループ」を設置し経営改善支援を行い、平成26年度からは新たに「経営支援課」（現「事業支援課」）を設置する等、貸出資産の質的な向上に努めております。これらの与信管理については、監査部がチェックを行っており、適切な与信管理体制の維持に努めております。

■市場リスク

市場リスクとは、金利、有価証券の価格、為替等市場関連の変動により保有する資産の価値が変動し、損失を被るリスクです。

当金庫では、有価証券等の余資運用について、余裕資金運用規程を定め、安全性、収益性、流動性の原則の下で運用を行っております。また、市場運用部門とリスク管理部門を組織上分離し管理することで、相互牽制態勢を確立させております。価格変動リスク、金利リスク等のリスク量については、月次算出し、毎月開催されるALM委員会にて、リスク量を把握し、管理・統制しております。

■流動性リスク

流動性リスクとは、予定外の資金流失により資金繰りがつかなくなる場合や、通常よりも著しく高い金利で資金の調達を余儀なくされるリスクです。

当金庫では換金性の高い資産を多く保有することを心がけるとともに、突発的な資金需要にも十分対応できるように、余裕を持った資金繰りに努めております。また、この流動性リスクが顕在化しないようリスク管理委員会を中心として厳正な管理を行っております。

■オペレーショナル・リスク

当金庫では以下の事務リスクやシステムリスク等を、オペレーショナル・リスクとして管理しております。また、特別な対応が必要となる、緊急時（災害等）のリスク対応については、別途、「コンティンジェンシープラン」を作成、整備しております。

●事務リスク

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより被るリスクです。

当金庫では、本部監査部門が営業店に対して定期的に臨店監査を実施し、各営業店・本部においては、月例で自店検査を義務付け、各部門の事務処理や事務管理を厳正にチェックし、事務事故防止に努めております。また、本部内に事務指導に対する専任部署を設置し、営業店への指導を強化し事務能力の向上に努めております。

●システムリスク

システムリスクとは、コンピュータの停止や誤作動、あるいはコンピュータが外部から不正利用されることにより損失を被るリスクです。

当金庫では、しんきん共同センターのホストマシンによるオンラインネットワークを利用しておりますが、防犯・防災対策に万全を期するとともに、バックアップ体制の整備や通信回線の二重化、無停電装置の設置等安全対策を実施し、しんきん共同センターと連携して災害訓練等、定期的に訓練を実施しております。運用面では、電算部門に常時専門スタッフを配置するとともに「障害時対策マニュアル」を策定する等、安定稼働のための方策を講じております。また、情報技術の進展によるシステムのオープン化・高度ネットワーク化に対する情報セキュリティを確保するため、情報資産に関するセキュリティポリシーを定めております。

●法務リスク

法務リスクとは、当金庫及びその役職員が遵守すべき法令等を逸脱し、結果的に経営の健全性や適切性を損なうリスクです。

当金庫においては、本部内にコンプライアンス委員会を設置し、企業倫理・遵法精神の徹底に取り組んでおります。

●風評リスク

風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、金融機関の信用が著しく低下し、損失を被るリスクです。

当金庫ではディスクロージャー誌等により透明度の高い情報開示を積極的に行い、当金庫の経営の健全性を広くお客さまに理解していただくとともに、お客さまからの苦情、ご意見等を的確に把握し、経営改善につなげていく態勢整備に努めてまいります。

●その他リスク

人的リスクや有形固定資産の毀損・損害リスク等、上記各リスクカテゴリーに属さないリスクを「その他リスク」として管理しております。

信用リスクに関する項目

(1) リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化により、当金庫が損失を被るリスクです。当金庫では、信用リスクを管理すべき最も重要なリスクであるとの認識の上、公共性、安全性、収益性、流動性、成長性の5原則に則った厳正な与信判断を行うべく、与信業務の基本的な理念・指針・規範等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、個別案件審査・与信管理にあたりましては、相互牽制機能が働くよう審査部門・営業推進部門を分離させ厳正な審査・管理態勢の維持に努めるとともに、小口多数取引の推進によるリスク分散を図る等、信用リスク管理を徹底しています。

信用リスクの評価につきましては、当金庫では、厳格な資産査定を実施しております。そしてその結果をもとに、全体的な信用リスク量を把握するとともに、より精緻な信用リスクの計量化、把握に取り組んでおります。

以上の信用リスク管理につきましては、リスク管理委員会や ALM 委員会で協議検討を行うとともに必要に応じて理事会、常務会に対して報告する態勢を整備しております。

(2) リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

エクスポージャーの種類ごとの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- ・法人向けエクスポージャー 株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S&P グローバル・レーティング(S&P)、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)
- ・金融機関向けエクスポージャー カントリー・リスク・スコア

信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高 (業種別・残存期間別) (単位: 百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高		貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期
製造業	3,509	4,214	3,509	4,214	-	-	-	-	-	0
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	4,174	5,740	4,174	5,740	-	-	-	-	5	3
電気・ガス・熱供給・水道業	206	20	6	20	200	-	-	-	-	-
情報通信業	366	393	326	365	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	16,136	16,656	1,188	1,448	14,948	15,207	-	-	-	9
卸売業、小売業	6,702	8,942	6,702	8,942	-	-	-	-	0	-
金融業、保険業	66,797	72,534	385	393	16,153	16,423	-	-	-	-
不動産業	48,382	48,218	46,386	46,259	1,318	1,317	-	-	-	-
(内、個人による貸家業)	(37,522)	(36,808)	(37,522)	(36,808)	-	-	-	-	-	-
物品賃貸業	122	149	119	146	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	3,035	3,887	3,035	3,887	-	-	-	-	-	-
宿泊業	-	27	-	27	-	-	-	-	-	-
飲食業	2,986	4,838	2,986	4,838	-	-	-	-	0	1
生活関連サービス業、娯楽業	1,497	2,014	1,497	2,014	-	-	-	-	-	-
教育、学習支援業	530	697	530	697	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	2,506	2,870	2,506	2,870	-	-	-	-	1	-
その他のサービス	2,657	3,257	2,355	2,955	300	300	-	-	-	0
国・地方公共団体等	610	1,767	-	-	610	1,767	-	-	-	-
個人	22,049	20,945	22,049	20,945	-	-	-	-	60	31
その他	4,348	4,471	3	5	-	-	-	-	-	-
業種別合計	186,620	201,648	97,763	105,774	33,532	35,016	-	-	67	46
1年以下	46,617	51,339	12,144	11,830	1,931	1,249	-	-	-	-
1年超3年以下	20,248	25,626	14,986	16,799	5,247	8,813	-	-	-	-
3年超5年以下	18,914	18,981	11,818	14,680	6,794	4,300	-	-	-	-
5年超7年以下	14,842	16,041	9,238	11,324	3,503	1,716	-	-	-	-
7年超10年以下	28,747	31,304	11,243	13,775	8,403	10,128	-	-	-	-
10年超	44,939	44,701	35,988	35,394	7,650	8,807	-	-	-	-
期間の定めのないもの	12,309	13,653	2,341	1,968	-	-	-	-	-	-
残存期間別合計	186,620	201,648	97,763	105,774	33,532	35,016	-	-	-	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞しているエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資金の全部又は一部を把握することや業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金・固定資産等が含まれます。
4. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。
6. 上記「不動産業」につきましては自宅及び自宅兼賃貸住宅資金12,523百万円、個人消費資金424百万円(令和3年3月期)が含まれております。

リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	令和2年3月期		令和3年3月期	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	－	13,217	－	26,194
10%	－	21,679	－	19,591
20%	4,502	54,472	4,603	61,205
35%	－	12,643	－	12,485
50%	3,474	10	4,538	10
75%	－	11,124	－	12,395
100%	200	64,112	－	59,456
150%	－	3	－	11
250%	－	1,178	－	1,156
合 計	186,620		201,648	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、保証などが該当します。当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などによる損失(信用リスク)を軽減するため、必要に応じて不動産担保や信用保証協会等による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的な措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から与信審査を行っております。また、与信審査の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。

信用リスク削減手法には、適格担保として自金庫預金積金、保証として一般社団法人しんきん保証基金等の保証、その他未担保預金が該当します。そのうち保証に関する信用度の評価については、適格格付機関が付与している格付けやカントリー・リスク・スコアにより判定しております。この担保や保証に関する手続きについては、当金庫が定める「貸出事務取扱規程」や「貸出事務取扱手続」等により、適切な事務取扱い並びに評価・管理を行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める「貸出事務取扱手続」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、大口の貸出金や業種、エクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	令和2年3月期			令和3年3月期		
	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ	適格金融資産担保	保 証	クレジット・デリバティブ
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	2,665	4,398	－	2,158	3,397	－
ソブリン向け	－	3,525	－	－	2,563	－
金融機関向け	－	－	－	－	－	－
法人等向け	1,262	105	－	951	105	－
中小企業等向け及び個人向け	1,401	680	－	1,206	674	－
抵当権付住宅ローン	－	－	－	－	－	－
不動産取得等事業向け	1	56	－	0	52	－
3ヵ月以上延滞等	0	30	－	0	2	－

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はございません。

■証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスクの管理方針とリスク特性の概要

証券化商品への投資については、市場動向、裏付け資産の状況、時価評価及び適格格付機関が付与する格付情報などにより、リスクの所在を適格に把握できるものに限りその対象とし、ALM委員会で協議検討を行うとともに、必要に応じて理事会、常務会へ報告する等、適切なリスク管理を行う体制を整備しております。

(2) 体制の整備及びその運用状況の概要

当金庫では、現在証券化商品を保有しておりません。

証券化商品への投資を行う場合には、証券化商品およびその裏付け資産等に係る情報について、定期的及び適時に証券化商品のアレンジャー等から入手し、情報内容を確認し、信用補完の充分性、スキーム維持の蓋然性等の検証を行うこととしております。

(3) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は標準的手法を採用しております。

(4) 証券化取引に関する会計方針

当該取引に係わる会計処理については、当金庫が定める「余裕資金運用規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適切な処理を行っております。

(5) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

株式会社格付投資情報センター(R&I)、株式会社日本格付研究所(JCR)、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(Moody's)、S&Pグローバル・レーティング(S&P)、フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

以下の項目につきましては、該当ありません

(6) 信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

(7) 証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係わる証券化取引を行った場合の当該証券化目的導管体の種類及び当該証券化取引に係わる証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

(8) 子法人等及び関連法人等のうち当金庫が行った証券化取引に係わる証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

(9) 内部評価方式を用いている場合には、その概要

(10) 定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

1. オリジネーターの場合

該当する取引はございません。

2. 投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当する取引はございません。

■リスクウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和2年3月期	令和3年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	—	—
マンドート方式を適用するエクスポージャー	1,719	1,718
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

■オペレーショナル・リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上可能な限り回避すべきリスクであり、当金庫では「リスク管理の基本方針」を踏まえ、組織体制、管理の仕組みを整備するとともに、定期的に収集したデータの分析・評価を行い、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。当金庫は、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスク等の各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針をそれぞれのリスクについて定め、適切にリスクを認識し、評価しております。

特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、事務取扱要領の整備、その遵守を基本に、日頃の事務指導や研修態勢を強化しており、また監査態勢の整備による営業店・本部における牽制機能、事務検証力のチェック、向上への取組みにより事務品質の向上に努めております。オペレーショナル・リスクの計測に関しては、当面、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらのリスクに関しましては、リスク管理委員会を中心に各委員会において、協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等において、報告する態勢を整備しております。

(2) オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、基礎的手法を採用しております。

■出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等または株式エクスポージャーに該当するものは、上場優先出資証券、信用金庫業界関連会社等への出資金、または非上場株式です。

当金庫は、上場株式、株式関連投資信託等の運用を行っておりませんが、上場優先出資証券等市場性を有するエクスポージャーに対しては、種類別、銘柄別に運用枠を定め、時価評価及び価格変動リスクについて計測・把握するとともに、運用状況についてALM委員会等に諮り、投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。

上記出資等のエクスポージャーに関しては、当金庫が定める「余裕資金運用規程」に基づき適正な運用・管理を行っております。また、リスクの状況につきましては、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、状況については、適宜、経営陣に報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「余裕資金運用規程」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適切な処理を行っております。

貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期		令和3年3月期	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	2,167	2,167	2,388	2,388
非 上 場 株 式 等	758	—	758	—
合 計	2,926	2,167	3,147	2,388

出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期
売 却 益	53	11
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期
評 価 損 益	104	360

貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和2年3月期	令和3年3月期
評 価 損 益	—	—

金利リスクに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

○リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

銀行勘定の金利リスクとは、金利が変動することによって保有する資産や負債等の価値（現在価値）や貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。当金庫では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、その他の市場リスク（価格変動リスク等）との関係性を考慮しながら、銀行勘定の市場リスクを一体的に管理しています。

○リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

当金庫は、自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としており、金利リスクについては、毎月計測を行いALM委員会、リスク管理委員会でのリスクとともに報告され、適切に管理しております。

○金利リスク計測の頻度

月次で計測しております。

○ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

ヘッジ等金利リスク削減手法は、採用しておりません。

(2) 金利リスクの算定手法の概要

○開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

①流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年

②流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 4年

③流動性預金への金利割り当て方法（コア預金モデル等）及びその前提

金融庁が定める保守的な前提としております。

1.過去5年の最低残高、2.過去5年の最大年間流失額を現在残高から差し引いた残高、3.現在残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限残高として平均満期を2.5年としたコア預金モデルを採用しております。

④固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提としております。

固定金利貸出の期限前返済率3% 定期預金の早期解約率34%

⑤複数の通貨の集計方法及びその前提

外国通貨による運用、調達はありません。

⑥スプレッドに関する前提

スプレッドに関する前提は考慮しておりません。

⑦内部モデル使用等、 Δ EVE及び Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは、使用しておりません。

⑧前事業年度末の開示からの変動に関する説明

最大リスク額は、 Δ EVEで前年比50百万円の増加、 Δ NIIでは前年比13百万円の増加となりました。

⑨計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

令和3年3月末の Δ EVEで計測したバンキング勘定の金利リスクは、バーゼルⅢが定める6つの金利シナリオの内、上方パラレルシフトにおいて最大となり、自己資本額10,905百万円に対し最大リスク量は2,733百万円となります。 Δ NIIで計測した金利収益変動額は、下方パラレルシフトにおいて501百万円の減少となります。

当金庫は計測した金利リスクに対し十分な自己資本の余裕を確保していると考えられます。

○当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVE及び Δ NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

①金利ショックに関する説明

自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、当金庫では複数の金利ショックモデルを用いて金利リスクを定期的に計測しております。算出結果については、経営陣等で構成されるALM委員会、リスク管理委員会に報告され適正に管理されております。

②金利リスク計測の前提及びその意味

内部管理上は、観測期間:3年 保有期間:1年 信頼水準:99%のVaRやパーセンタイル値を用いた金利リスク、200BPVのパラレル金利ショック等、前提の異なる各種の金利ショックモデルを用いて月次で金利リスクを計測しております。また債券については、金利環境に適応したストレスシナリオを用いてモニタリングを半期ごとに行っております。

(注) 1. Δ EVE バンキング勘定の金利ショックのうち経済価値に対する減少額

2. Δ NII バンキング勘定の金利ショックのうち算出基準日から1年間で計測される金利収益の減少額

金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		Δ EVE		Δ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,733	2,683	—	—
2	下方パラレルシフト	—	—	501	488
3	スティープ化	2,338	2,344		
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,733	2,683	501	488
		ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,905		10,627	